

消費者による選択・監視 ～事業者のネガティブ情報の公開～

(国土交通省が保有するネガティブ情報等の公開のあり方に関する報告書)

平成 1 9 年 4 月 1 8 日
国土交通省ネガティブ情報等
公開検討連絡委員会

「消費者による選択・監視～事業者のネガティブ情報の公開～」
(国土交通省が保有するネガティブ情報等の公開のあり方に関する報告書)

目次

1. はじめにー検討の目的	1
2. 公開対象	2
(1) 公開対象の基本的な考え方	
(2) 公開対象	
(3) 一般消費者等からのクレーム情報や従業員からの内部告発の取扱いについて	
(4) 事業者の業務改善の状況の公開の検討について	
(5) 都道府県が保有するネガティブ情報の公開の検討について	
3. 公開方法	5
(1) 「国土交通省ネガティブ情報等ポータルサイト」(仮称)の開設	
(2) 事業者名による検索、事業者ごとの集計	
(3) わかりやすい記述	
(4) ポータルサイトの利用促進等	
4. 公開期間	6
5. 最後に	7

別紙

「消費者による選択・監視～事業者のネガティブ情報の公開～」 (国土交通省が保有するネガティブ情報等の公開のあり方に関する報告書)

平成19年4月18日
国土交通省ネガティブ情報等
公開検討連絡委員会

1. はじめに一検討の目的

昨今の構造計算書偽装問題や数多くの公共交通機関のトラブル等により、住宅・建築物や公共交通に対する国民の信頼は大きく揺らいだ。国民生活の基盤である住宅・建築物や公共交通機関の安全性への不安は国民生活に大きな影を落としており、その一刻も早い解消は喫緊の課題となっている。また、談合事件が頻発する中で、公正で自由な競争を通じた受注者や価格の決定に対する国民の信頼が揺らいでいる状況にある。

近年、企業の社会的責任を重視する考え方を背景に、コンプライアンス違反等の不祥事を犯した企業の収益や株価が落ち込むなど、一般消費者や投資家（「一般消費者等」）が市場メカニズムを通じて企業に与える影響がますます大きなものとなっている。そのような中で、従来の行政の監督に加えて市場による選択・監視を活用することは、事業者の適正な事業運営の確保のみならず、それを通じて安全・安心の確保、公正で自由な競争の確保といった行政目的を達成するためにも有効である。

市場による選択・監視の力をより一層活用するためには、事業者の情報開示による透明性の確保が不可欠である。しかし、過去の処分歴など、事業者にとって有利に働かない情報（ネガティブ情報）の公開は、事業者自身に任せるのではなく、行政からも業務を遂行する中で保有した情報を公開していくことが必要である。

一方、このようなネガティブ情報を公開することは、その取り扱い方によっては、この取り組みの目的を越えた大きな影響を事業者に与えてしまうおそれもある。

このような状況を踏まえ、国土交通省で所管する事業者・分野のうち、以下のものについて、学識経験者と関係部局担当者からなる「ネガティブ情報等公開検討連絡委員会」を設け検討を進めてきた。（別紙参照）

○建設業者

- 宅地建物取引業者（不動産業者）
- マンション管理業者
- 建築確認、建築物の設計・工事監理関係
 - ・指定確認検査機関（建築確認・検査業務を行う民間機関）
 - ・建築基準適合判定資格者（建築確認・検査業務を行う資格を有する者）
 - ・一級建築士
- 鉄道事業者（鉄道会社）
- 船舶運航事業者（旅客船会社）
- 航空運送事業者（航空会社）
- 自動車運送事業者（バス、タクシー、トラック事業者）
- 自動車整備事業者（自動車整備工場）
- 自動車製作者等（自動車メーカー、自動車販売会社等）〔道路運送車両法関係〕

この報告書は本委員会における、ネガティブ情報等の公開のあり方に関する横断的な検討の成果をまとめたものである。

2. 公開対象

（1）公開対象の基本的な考え方

行政自らの監督に加えて、市場による選択・監視をより一層有効に活用することにより事業者の適正な事業運営等を確保していくためには、一般消費者等の一人ひとりが的確に事業者を評価することが前提となる。

そのためには、一般消費者等が真に必要とする正確な情報ができるだけ豊富に提供されることが求められる。同時に、国土交通省が公開するものは、行政として責任を持てるものでなければならない。

（2）公開対象

上述の基本的な考え方に基づき、行政処分等を受けた者の名称、行政処分等が行われた年月日、行政処分等の内容などについて、国土交通省が保有するネガティブ情報を公開していく。

①行政処分・行政指導

・行政処分

行政処分は、事業者の作為不作為に関して、行政機関が監督権者としての責任において、法律に基づき事業者に対して義務を負わせるなど法律上の効果を生じさせる行為であることから、全てを公開対象とする。

・行政指導

行政指導は、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内で特定の者に一定の作為不作為を求める、法令上の強制力を伴わない行為であり、事業者はこれに従う法律上の義務を負うわけではないものの、行政機関が行政目的の実現のためにその責任において行う行為である。

しかし、行政指導には、例えば帳簿の記載ミスなど、違反内容が軽微であり一般消費者等に具体的な損害をもたらすおそれがなく、その行政指導に係るネガティブ情報を公開しなくても事業者による自主的な対応が十分に見込まれるものも多い。

従って、行政指導については、以下のような、一般消費者等に具体的な損害や被害をもたらしたか、またはもたらすおそれがあるなど、社会的影響の大きいものを公開対象とする。なお、行政指導が違反内容の軽微なもののみに対して行われ、社会的影響が大きいものは行政処分に対応することとされている分野（指定確認検査機関、建築基準適合判定資格者、一級建築士、自動車整備事業者）については、行政指導は公開の対象外とする。

◇ 公開対象とする社会的影響の大きい行政指導の例

〔建設業者〕 談合事件に係る勧告

〔宅地建物取引業者〕 構造計算書偽装問題での売主の瑕疵担保責任に係る指導

〔マンション管理業者〕 管理組合に対する賠償責任等が発生した場合の指導

〔鉄道事業者〕 輸送の安全に係る行政指導等

〔船舶運航事業者〕 事故防止の徹底等に関する行政指導等

〔航空運送事業者〕 航空事故等を惹起した悪質な事案に対する嚴重注意等

〔自動車運送事業者〕 乗合バス事業に係る文書警告

②自動車製作者等の道路運送車両法違反に係る刑事告発

国土交通省では、自動車製作者等による虚偽報告や組織的隠蔽など悪質な道路運送車両法違反が判明した場合、刑事訴訟法の規定に基づき刑事告発を行っている。これは、自動車製作者等の作為不作為に対し、道路運送車両の安全確保を所管する行政機関として「犯罪があると思料」（刑事訴訟法239条）して行うものであることから、ネガティブ情報の一つとして、公開対象とする。

③国土交通省直轄公共工事の指名停止措置

指名停止措置（公共工事の請負契約の相手方として不適当な有資格者を一定期間入札に参加させないこと）は、発注者の自主的な判断による措置であり、行政処分や行政指導とは異なるものである。しかし、公共工事の請負契約の相手方として不適切な事業者（建設業者）であると判断した場合に、その事業者を排除するために行われるものであり、国による公共工事の大宗を発注している国土交通省の立場を勘案し、公開対象とする。

（３）一般消費者等からのクレーム情報や従業員からの内部告発の取扱いについて

一般消費者等からのクレーム情報や従業員からの内部告発のように、行政として事実関係の確認や内容の判断をしていないものについては、それ自体を国土交通省が行うネガティブ情報公開の対象とはしない。

ただし、クレーム情報や内部告発を端緒として行政処分等が行われた場合には、通報者が特定され、その結果不利益な扱いを受けるおそれがあると判断されるケースを除いて、端緒であったことが分かるように記述する。

クレーム情報や内部告発が行政処分等に結びついていることを明らかにすれば、一般消費者等の積極的な選択・監視を促すインセンティブとなり得る。さらに、事業者が一般消費者等の目にさらされている（クレーム情報等を端緒として行政処分等に及ぶことがありうる）ことを意識すれば、事業者の適正な事業運営の確保を図るという本取り組みの目的にも合致するためである。

（４）事業者による業務改善の状況の公開の検討について

行政処分等を受けた事業者が業務改善等の措置を講じた場合には、その状況を含めて情報公開すれば、事業者が業務改善措置等を講じることを促すとともに、市場においてもより総合的に事業者を評価しうるため、市場の選択・監視を通じた事業者の適正な業務活動への復帰を一層促進する効果があると考えられる。そこで、当面、建設業者、宅地建物取引業者及びマンション管理業者について、行政処分等のネガティブ情報に加え、業務改善に関する情報の公開についても検討する。

（５）都道府県が保有するネガティブ情報の公開の検討について

都道府県が保有するネガティブ情報は、本来その情報を保有する都道府県においてその取扱いが判断されるべきものであるが、一般消費者等による事業者の的確な評価に資するため、国土交通省が保有するネガティブ情報等に加え、都道府県が保有する下記の事業者に関するネガティブ情報の公開についても検討する。

- ・ 宅地建物取引業者（知事免許業者）
- ・ 二級建築士及び木造建築士
- ・ 建築士事務所

3. 公開方法

ネガティブ情報等の公開の目的は、市場の選択・監視を活用して、事業者が適正な事業運営をすることにある。公開するネガティブ情報等は一般消費者等に理解されてはじめてその目的を達成できるものである。従って、その公開に当たっては、一般消費者等が目指す情報に簡単にアクセスでき、かつ理解しやすい方法となるよう十分な配慮が必要である。

（１）「国土交通省ネガティブ情報等ポータルサイト」（仮称）の開設

一般消費者等がチェックしたいネガティブ情報等に迷うことなくアクセスできる環境を整備することが必要である。このため、国土交通本省ホームページ及び地方支分部局ホームページにまたがって各所に点在するネガティブ情報等を一元的に集約した「国土交通省ネガティブ情報等ポータルサイト」（仮称）を、平成19年10月を目途に開設する。

（２）事業者名による検索、事業者ごとの集計

一般消費者等にとって、事業者の選択・監視をしやすい形で情報が提供されることが必要である。

このため、今般開設するポータルサイトにおいては、「選択・監視の対象」である事業者の名称による検索可能なシステムを構築したり、事業者ごとに集計した情報を一覧的に提供したりするなどの公開方法を導入する。

(3) 分かりやすい記述

行政処分等は法令に根拠を置くことから、法律用語が多用されていたり、事業者を対象としたものであるため一定の基礎知識を前提として簡素な記述にとどまっていたりするなど、一般消費者等にとっては難解な場合が多い。

従って、上記(2)と同様の観点から、行政処分等の内容や理由等の記載を平易な言葉で、できるだけ詳細なものとしたり、専門的な法律用語に解説を加えたりするなど、閲覧者にとって分かりやすく公開するよう努める。

(4) ポータルサイトの利用促進等

ポータルサイトの開設や運用については、多くの一般消費者等に利用していただき本取り組みの目的が十分に達成されるよう、開設に当たっては過去の情報にさかのぼって公開するよう努める。マスコミ等を通じた本ポータルサイトの周知や、関係業界団体等のホームページへのリンク張りの協力依頼などに努め、そのPRに積極的に取り組む。このほか、ポータルサイト開設後においては、利用者からのご意見などをもとに公開対象、公開方法、公開期間などについてさらなる改善をする。

また、自宅などにパソコンをお持ちでないなどインターネットを通じて本ポータルサイトを利用することができない方々に対しても、国土交通省本省や地方支分部局の担当窓口などにおいてネガティブ情報等の提供に努め、その利便を図る。

4. 公開期間

市場が的確な判断をするには、同じ事業者が何度も行政処分を受けた場合などの処分情報が履歴の形で閲覧できることが有効であるため、適切な公開期間を確保する必要がある。重い行政処分である許可取消等を受けた場合の許可等の再取得までの期間（「欠格期間」）が2年となっているものが多いことも踏まえ、公開期間は最短2年とする。

ただし、建設業者、宅地建物取引業者、自動車運送事業者については、監督処分簿の保存期間、欠格期間、従来の取扱いを踏まえ、以下のとおり2年より長期の期間を設定するとともに、指定確認検査機関等については、建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）による欠格期間延長（平成19年6月施行）を踏まえ検討を加える。

〔建設業者、宅地建物取引業者〕

5年

〔自動車運送事業者〕

3年

〔指定確認検査機関、建築基準適合判定資格者、一級建築士〕

欠格期間延長を踏まえ、5年とすることを検討

なお、上記の公開期間を過ぎた情報であっても、行政文書の保存期間内であれば、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定に従って開示請求を行うことは可能である。

5. 最後に

ネガティブ情報の公開は、事業者に対し追加的なペナルティを科すために行うのではなく、冒頭にも述べたとおり、事業者の適正な事業運営の確保を目的とするものであり、ひいては、国民の安全・安心の確保、公正で自由な競争の確保などのために有効なものである。しかし、その取り扱いを誤ると、このような取り組みの目的を越えた大きな影響を事業者に与えてしまうおそれがある。本委員会においては、この点を踏まえつつ、ネガティブ情報の公開対象、公開方法、公開期間について慎重に検討を行ってきた。

ネガティブ情報等の公開の取り組み自体はまだ緒についたばかりである。本取り組みの目的が達成されるよう、今後のポータルサイトの開設や運用に当たってはネガティブ情報等の取り扱いに十分留意するとともに、不断の見直しが必要である。

[別紙]

ネガティブ情報等公開検討連絡委員会 審議経過

第1回 10月20日(金)

- 各分野ごとのネガティブ情報の公開の現状等

第2回 平成19年2月9日(金)

- 国土交通省が保有するネガティブ情報等の公開のありかたについて

第3回 平成19年4月18日(水)

- 「消費者による選択・監視～事業者のネガティブ情報の公開」(国土交通省が保有するネガティブ情報等の公開のあり方に関する報告書)(案)について

ネガティブ情報等公開検討連絡委員会 委員等名簿

[アドバイザー]	前・朝日新聞社「声」編集長	清原政忠
	(社)日本消費生活アドバイザー ・コンサルタント協会常任顧問	宮本一子
	弁護士	保田真紀子
[委員]	大臣官房広報課長	菱田 一
	大臣官房地方課長	森下 憲樹
	総合政策局政策課長	石井 喜三郎
	総合政策局建設業課長	吉田 光市
	総合政策局不動産業課長	松脇 達朗
	総合政策局交通消費者行政課長	武川 恵子
	住宅局建築指導課長	水流 潤太郎(第2回、第3回)
		小川 富由(第1回)
	鉄道局総務課鉄道企画室長	瓦林 康人
	自動車交通局総務課安全監査室長	江角 直樹
	大臣官房参事官(海事)	長谷部 正道
	航空局監理部総務課長	田村 明比古

(敬称略)